

◇はかりの 定期検査を 受検していますか

- ◆ 計量法では、取引や証明に使用するはかり（トラックスケールなど）の正確さを維持するため、2年に1回の公的機関の定期検査（又は計量士による代検査）の受検を義務付けています。

- ◎ 定期検査を受検し、合格すると定期検査合格証印（シール）が貼付されます。シールには前回受検の年月が記載されています。（右の場合、平成28年10月に受検）



- ◎ 熊本県の場合、次の地域で定期検査を実施しています。
平成偶数年：宇城、上益城、八代、芦北、球磨地域
平成奇数年：玉名、鹿本、菊池、阿蘇、天草地域

《問合せ先》

熊本県産業技術センター 総務管理室 計量グループ [電話：096-368-2101]

- ※ 取引や証明での「はかり」の不適正使用は、行政罰の対象となりますので、ご注意ください。
- ※ 熊本市内の施設については、熊本市計量検査所(TEL:096-369-0610)の管轄となります。